

排出量取引の国内統合市場の試行的実施について

平成 20 年 10 月 21 日
地球温暖化対策推進本部決定

1. 目的

排出量取引の国内統合市場の試行的実施（以下「試行実施」という。）は、CO₂の排出削減には、CO₂に取引価格を付け、市場メカニズムを活用し、技術開発や削減努力を誘導する方法を活用する必要があるとの観点に立って、低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）において、平成 20 年 10 月から開始することとされたものである。

試行実施に当たっては、実際に削減努力や技術開発に繋がる実効性あるルール、マネーゲームが排除される健全な実需に基づいたマーケットの構築を目指すこととする。

また、試行実施により得られた経験を活かして、排出量取引を本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにするとともに、技術とモノ作りが中心の日本の産業に見合った制度のあり方を考え、国際的なルールづくりの場でのリーダーシップの発揮につなげることとする。

2. 概要

試行実施は、以下の 2 つの仕組みにより構成される。

- ① 企業等が削減目標を設定し、その目標の超過達成分（排出枠）や②のクレジットの取引を活用しつつ、目標達成を行う仕組み（「試行排出量取引スキーム」）
- ② ①で活用可能なクレジットの創出、取引
 - ・ 国内クレジット（京都議定書目標達成計画に基づき、中小企業や森林バイオマス等に係る削減活動による追加的な削減分として創出されるクレジット）
 - ・ 京都クレジット

その上で、「国内統合市場」となるよう、各種の排出枠・クレジット（①の排出枠、②のクレジット）は、以下のように取り扱われるようにする。

- ・ 等しく①の目標達成に充当できる。
- ・ 取引に関する価格指標等が提供される。

（ 1 ）「 試行排出量取引スキーム 」

（※詳細は、別紙 1（試行排出量取引スキームについて）を参照。）

- 企業等が自主的に削減目標を設定し、その達成を目指して排出削減を進める。
- 企業等は排出枠・クレジットを調達し、目標達成に充当することができる。その対象となる排出枠・クレジットは、以下のものとする。
 - ・ 他の企業等の削減目標の超過達成分の排出枠
 - ・ 国内クレジット
 - ・ 京都クレジット

（ 2 ）クレジットの創出、取引

① 国内クレジット（※詳細は、別紙 2（国内クレジット制度の概要について）を参照。）

- 京都議定書目標達成計画に基づき、中小企業等（自主行動計画に参加していない者）が行う排出削減事業に対し、所要の手続きを通じて、認証されるクレジット。
- 大企業等と中小企業等との協働（共同）事業として実施される。

② 京都クレジット

- 京都クレジットについては、京都議定書に基づき、既にその創出、取引等に関するルールが定められている。

3. フォローアップ

以下の項目、スケジュールにより、試行実施のフォローアップを行うこととする。

（1）項目

- ① 技術とモノ作りが中心の日本の産業に見合った制度として、削減努力や技術開発に繋がる効果はあったか。
- ② 円滑な取引や価格発見など市場メカニズムは適正に機能したか。他方、「マネーゲーム」による弊害はなかったか。
- ③ 排出枠・クレジットの発行・管理や自主目標の達成確認等のシステムは安全かつ円滑に機能したか。
- ④ 参加者の実施コスト（取引、モニタリング、検証等）はどの程度であったか。
- ⑤ 国際的なルールづくりに貢献できる知見として何が得られたか。

（2）スケジュール

① 中間レビュー

試行実施の開始に伴い生じる課題等については、2008年度の参加者に関する一連の手続（排出目標の設定等）の終了後にフォローアップを行い（2009年1～3月）、翌年度の仕組みに反映させる。

② フォローアップ（第1回）

試行実施に関する全般的評価については、2008年度の参加者の目標達成確認が終わった段階で、2009年度に行うこととされている京都議定書目標達成計画の評価・見直しと併せ、フォローアップを行う（2009年秋頃）。

4. 運営事務局

政府は、試行実施を円滑に運営するため、内閣官房、経済産業省、環境省で構成する運営事務局を置く。

「試行排出量取引スキーム」について

I. 目的

本スキームは、参加者が自主的に排出削減目標を設定した上で、自らの削減努力に加えて、その達成のための排出枠・クレジットの取引を認めるものである。

本スキームは、排出総量目標や原単位目標の選択など様々なオプションを試行するものであり、できるだけ多くの企業等の参加を得てそれぞれのオプションを評価し、民間企業等の自主的取組や創意工夫を活かし技術開発や実効性ある排出削減につながる、技術とモノ作りが中心の日本の産業に見合った日本型モデルを検討するものである。

II. 排出削減目標の設定

1. 設定主体

事業所・個別企業・複数企業（企業グループ）とする。

（注）原則として「業界団体を構成する企業全体」での参加は認めない。

2. 対象ガス

エネルギー起源CO₂とする。

3. 設定方法

- 参加者（目標設定参加者）が目標を自主的に設定する。
- 自主行動計画参加企業の目標は、
 - ・ 自主行動計画と整合的なものとする。
 - ・ 目標の水準は、安易な売り手の参加を助長しないため、①当該参加者の直近の実績以上、②目安として、参加者の所属する自主行動計画の目標又は実績のうちいずれか高い水準以上とする。なお、特段の事情がある場合には、個別事情を踏まえ別途判断。
- 自主行動計画非参加企業の目標は、環境省自主参加型国内排出量取引制度の目標設定方法も参考としつつ、必要な目標設定方法の整備を図る。
- 排出総量目標又は原単位目標のいずれも選択可能とする。
- 目標達成のために、他の参加者の目標の超過達成分（排出枠）、国内クレジット、京都クレジットを活用可能とする。

4. 目標設定年度

- 自主行動計画において定めている 2010 年度の目標を目安として、2008～2012 年度のうち全部又は一部の年度を目標の設定年度（連続する年度に限らない）として任意に選択する。
- その選択した設定年度の各年度（目標年度）ごとに、排出削減目標を設定し、目標達成の確認を行う。

5. 設定手続

- 政府の運営事務局に対して所管省庁を通じて、目標等を申請する。
- 目標の妥当性については、政府が審査・確認を行う。また、自主行動計画の評価・検証制度と同様に関係審議会等において評価・検証を行う。

Ⅲ. 排出枠の取引ルール

（注）国内クレジット、京都クレジットに関するルールは、別途定められている。

1. 取引への参加

（1）取引主体

排出枠の取引は、目標設定参加者のほか、取引参加者も行うことができる。

（2）口座の開設

- 排出枠の取引を行う目標設定参加者、取引参加者は、売り手・買い手ともに、政府の運営するシステム上への口座の開設が必要。
- 排出枠の取引を行わない目標設定参加者の口座の開設は任意。

2. 取引の実施

（1）排出枠の交付の時期

- 排出総量目標を設定した参加者は、以下のいずれかを選択できる。
 - ・ 排出総量目標に相当する排出枠の事前交付を受ける。（その目標年度終了前にも取引が可能。）
 - ・ 目標と実績の差分を事後的に清算する。（目標年度終了後に、希望して口座を開設した者に対しては、超過達成分に相当する排出枠が交付され、取引が可能となる。）
- 原単位目標を設定した参加者は、目標と実績の差分を事後的に清算する。（排出枠の交付・取引については、排出総量目標設定参加者が事後清算する場合と同様。）

（2）取引の実施

- 排出枠の取引は、参加者の責任において自由に行うことができる。
- 排出枠の移転は、取引主体が自ら口座上で行う。

3. その他（1）コミットメントリザーブ

安易な売り過ぎを防止するため、排出枠の事前交付を受けた場合には、その9割は償却以前の取引の対象とすることができない。

（2）「マネーゲーム」への対応

「マネーゲーム」による問題が発生しないよう、次の措置を講ずる。

- 排出枠の繰り越し（バンキング）、借り入れ（ボローイング）を認める。
- 排出枠の価格指標等の提供の可能性を検討する。
- 投機的な取引のために価格が暴騰するなどの場合には、政府は、適正化のための具体的な措置を検討し、実施する。

IV. 排出量の算定・報告、検証、目標達成確認1. 排出量の算定・報告、検証（1）算定・報告、検証

- 目標設定参加者は、目標年度終了後、排出量を算定し、政府に報告する。
- 算定された排出量については、検証を受ける。

（2）具体的な手続① 自主行動計画参加企業の場合

- 排出量の算定・報告、検証は、原則として、自主行動計画の評価・検証制度のプロセスを通じて行う。
- また、排出枠を売却する場合には、排出量について、政府が適当と認める第三者検証機関の検証を受ける。それ以外の場合も、自らが希望して、第三者検証機関の検証を受けることができる。

② 自主行動計画非参加企業の場合

- 排出量の算定・報告、検証は、別途作成するガイドラインに沿って行う。
- 排出量について、政府が適当と認める第三者検証機関の検証を受ける。

2. 目標達成確認

(1) 排出枠・クレジットの償却、目標達成確認

- 政府は、運営するシステムにおいて、以下の方法で目標設定参加者の目標達成等を確認する。
 - ・ 排出枠の事前交付を受ける参加者：実排出量に相当する排出枠・クレジットの償却を確認。
 - ・ 事後清算を行う参加者：目標と実績の差分がプラスの場合は超過分を記録（希望して口座を開設した者にはこれに相当する排出枠を交付）、マイナスの場合はこれに対応する排出枠・クレジットの償却を確認。

(2) バンキング、ボローイング

排出枠の余剰、不足が生じた場合には、排出枠の繰り越し（バンキング）、借り入れ（ボローイング）ができる。

V. スケジュール

当面、以下のスケジュールにより実施する。

2008 年 10 月 21 日 参加企業の募集開始

※2008 年度からの参加者の募集期間は 12 月中旬まで。

※2009 年度以降からの参加者の募集期間についても、集中募集期間を定めて募集。

2009 年 8 月 31 日 前年度の排出量の報告締切

2009 年 11 月末日～12 月中旬

排出枠・クレジットの償却期限、目標達成確認

VI. 引き続き議論が必要な事項

1. 2008 年末までに決定していくべき事項

- 排出枠・クレジットの税務処理や会計処理の在り方
- 自主行動計画非参加企業向けの排出量の算定・報告、検証に関するガイドライン
- 本スキームに参加する第三者認証機関の認定等の手続

2. 中間レビューまでに決定していくべき事項

- 原単位目標における期中取引、排出枠の事前交付の導入の適否とその在り方

- 排出枠の価格指標等の提供の可能性
- 所属する業種が自主行動計画を策定していない場合の原単位目標等の設定方法

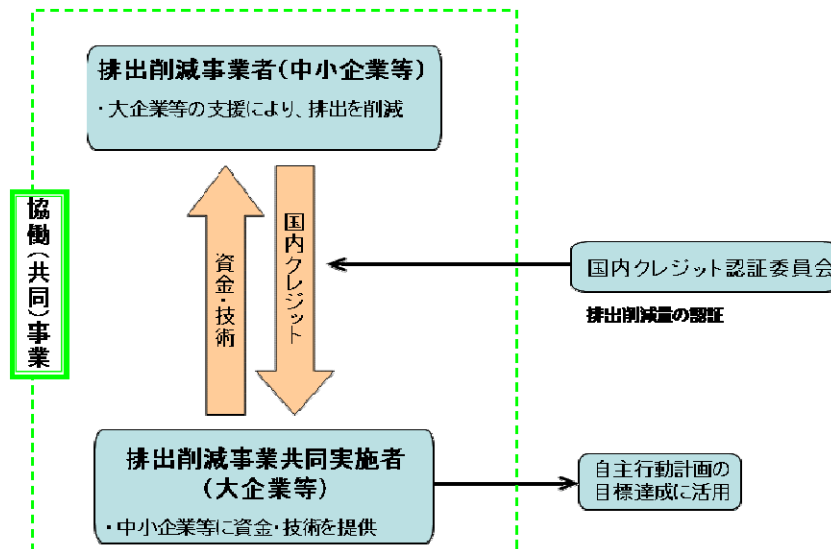
3. 試行の状況を見ながら決定していくべき事項

- エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスについて、対象にする必要性、妥当性
- 不適切な行為（過剰売却や虚偽報告等。特に目標未達成の場合。）への対応の在り方
- 取引所取引の活用の可能性

「国内クレジット制度」の概要について

I. 目的

国内クレジット制度は、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）において規定されている、大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する制度。



II. 対象となる排出削減事業

- 中小企業等、自主行動計画参加企業以外の者による事業
(注) 大企業等（自主行動計画参加企業）との共同事業として原則実施
- 中小企業に加え、農林業、各種サービス等の民生部門の幅広い主体を対象

III. 手続

- 事業者は、技術毎のひな形（排出削減方法論）に基づき事業計画書を策定
- 事業者は、承認された事業計画に従って一定期間事業を実施し、モニタリングした排出削減量について報告書を作成
- 国内クレジット認証委員会が、京都メカニズムクレジットに適用される簡便な認証方法に倣った基準により認証を行うことで、一定の厳格性及び追加性を確保（審査機関・審査員により事業の審査、実績の確認を受ける。）
- 併せて、中小企業等の利便性確保のため手続を簡素化



- ※1: 政府は国内クレジット制度を円滑に運営するため、国内クレジット認証委員会を置き、その事務局については、国内クレジット制度運営規則に基づき、経済産業省、環境省、農林水産省が共同で運営する。
- ※2: 国内クレジットの管理については、例えば中小企業等と大企業等が協働で事業計画を策定、申請し、その認可を受けるといった仕組みなど、可能な限り簡便なものとする。